

昭和五十六年五月十三日提出
質問 第三六号

湖沼の環境保全に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年五月十三日

提出者 竹内勝彦

衆議院議長 福田 一 殿

湖沼の環境保全に関する質問主意書

政府が今国会に提出を約束していた「湖沼環境保全法案」（又は、「湖沼水質保全法案」）について、環境庁は通産省の強い反対で今国会提出を断念したことが巷間、報道されている。

この報道が事実とすれば、湖沼における富栄養化の激化、赤潮の発生、飲料水源の不適正化などが進行していることから、湖沼の環境保全が焦眉の急とされている時に誠に遺憾である。

従って、次の事項について質問する。

- 一 政府は、同法案について今国会提出を断念したのか、それとも最後までその提出と成立を図る考えか。また、断念したのであればその理由は何か。さらに、次の第九十五回国会に提出を約束することができるか。

- 二 同法案の提出について通産省が強く反対したために今国会提出を断念したといわれている

が、通産省は、同法案へ環境庁案）又は湖沼の環境保全についていかなる見解を持っているか。

三 同法案の名称について、当初は「湖沼環境保全法案」とし、湖沼の全体的な環境保全を図るところにその狙いを置いた法案であつたが、その後各省庁間の意見調整の中で、「湖沼水質保全法案」という水質保全に目的を限定した法案に名称と内容を変更していった、その経過と理由を示せ。

四 政府は、同法案が成立するまでの間早急かつ抜本的な対策が必要とされている湖沼の環境保全について、どのような具体策を講ずる考えか。

五 建設省は、湖沼の環境保全を図るために湖沼周辺の自然環境の保全、立地の規制及び土地利用の適正化等所要の措置を早急に講ずべきであると考えらるがどうか。また、そのための法制化を図る考えはないか。

右質問する。